

制度説明 障害者自立支援法

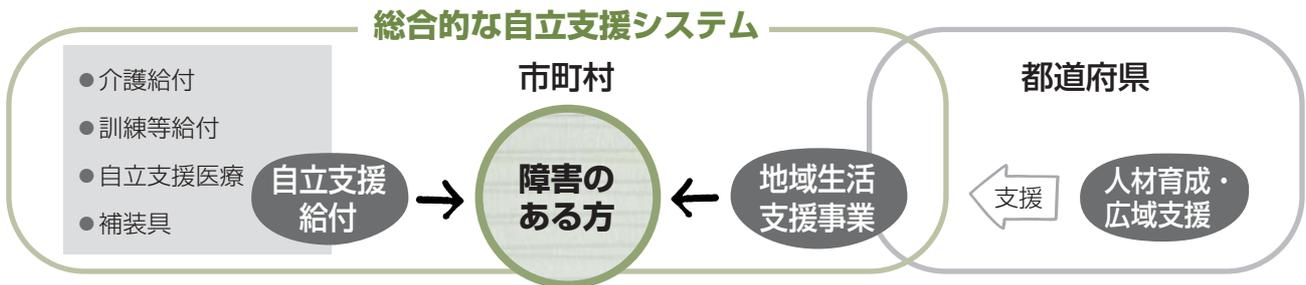
障害者自立支援法についてのお知らせ

今、お使いのサービスが
新たなしくみになります。

- 障害の種類にかかわらずサービスが提供されます** 2006(平成18)年4月から
 - 身体障害者や知的障害者の方と精神障害者の方も同じ制度によってホームヘルプサービスなどが利用できるようになります。
- サービス利用にあたっての負担の仕組みが変わります** 2006(平成18)年4月から
 - サービスの利用に応じて、その費用の1割や施設での食費・光熱水費等の実費が必要となります。
 - 負担が大きくなるよう、さまざまな負担軽減の仕組みがあります。
- サービスの種類や内容が変わります** 2006(平成18)年10月から
 - これまでの居宅や施設という分け方から、生活を支える介護サービス、就労の支援のためのサービスや地域生活を支えるサービスなどに再編されます。
- サービスの支給決定の仕組みが変わります** 2006(平成18)年4月から9月末までの間に順次実施
 - サービスの利用に関して障害の程度の認定が行われるとともにご希望のサービスをお聞きして、サービス内容や量を決定します。

① サービスの種類や内容が変わります

「自立支援給付」を中心に、障害の種類をこえた共通のサービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。



	現行サービス	新サービス	開始時期		
居宅サービス	●ホームヘルプ	●ホームヘルプ(居宅介護)	2006(平成18)年4月	介護給付	
	●デイサービス	●重度訪問介護	2006(平成18)年10月		
	●ショートステイ	●行動援護	2006(平成18)年4月		
	●グループホーム	●療養介護	2006(平成18)年10月		
施設サービス	●重症心身障害児施設	●生活介護	2006(平成18)年10月		訓練等給付
	●療護施設	●児童デイサービス	2006(平成18)年4月		
	●更生施設	●ショートステイ(短期入所)	2006(平成18)年4月		
	●授産施設	●重度障害者等包括支援	2006(平成18)年10月		
	●福祉工場	●ケアホーム(共同生活介護)	2006(平成18)年10月		
	●通勤寮	●障害者支援施設での夜間ケア(施設入所支援)	2006(平成18)年10月		
	●福祉ホーム	●自立訓練	2006(平成18)年10月		
	●生活訓練施設	●就労移行支援	2006(平成18)年10月		
		●就労継続支援	2006(平成18)年10月		
		●グループホーム	2006(平成18)年4月		

※この他、10月から地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等が制度化されます。

② 主なサービスの概要 2006(平成18)年10月以降のサービス体系

○自立支援給付

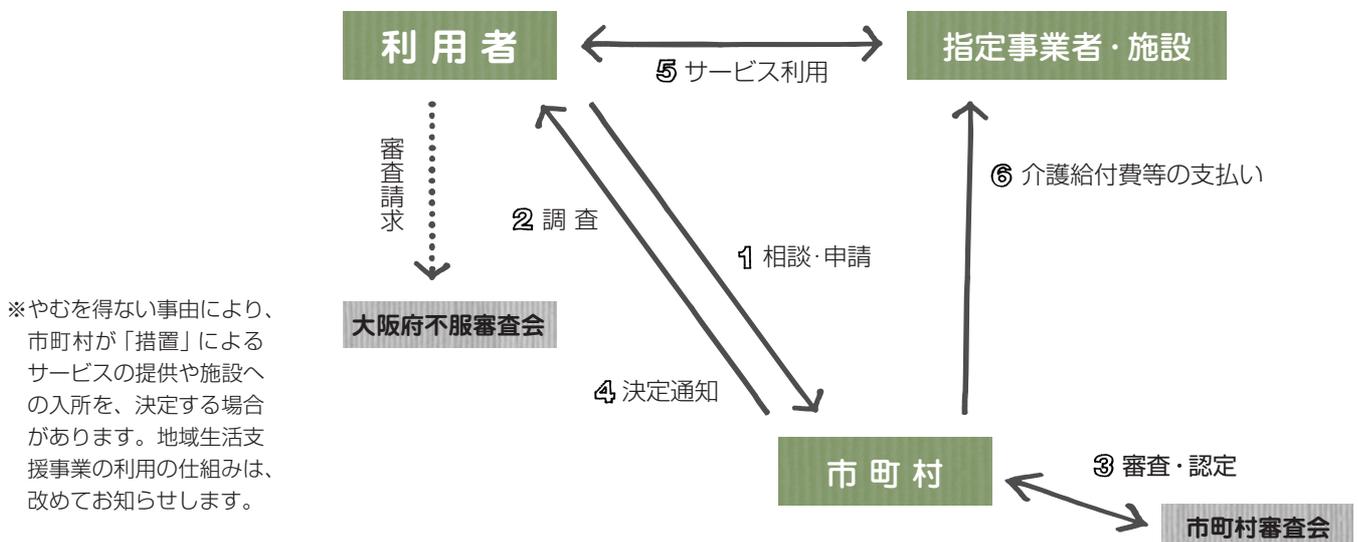
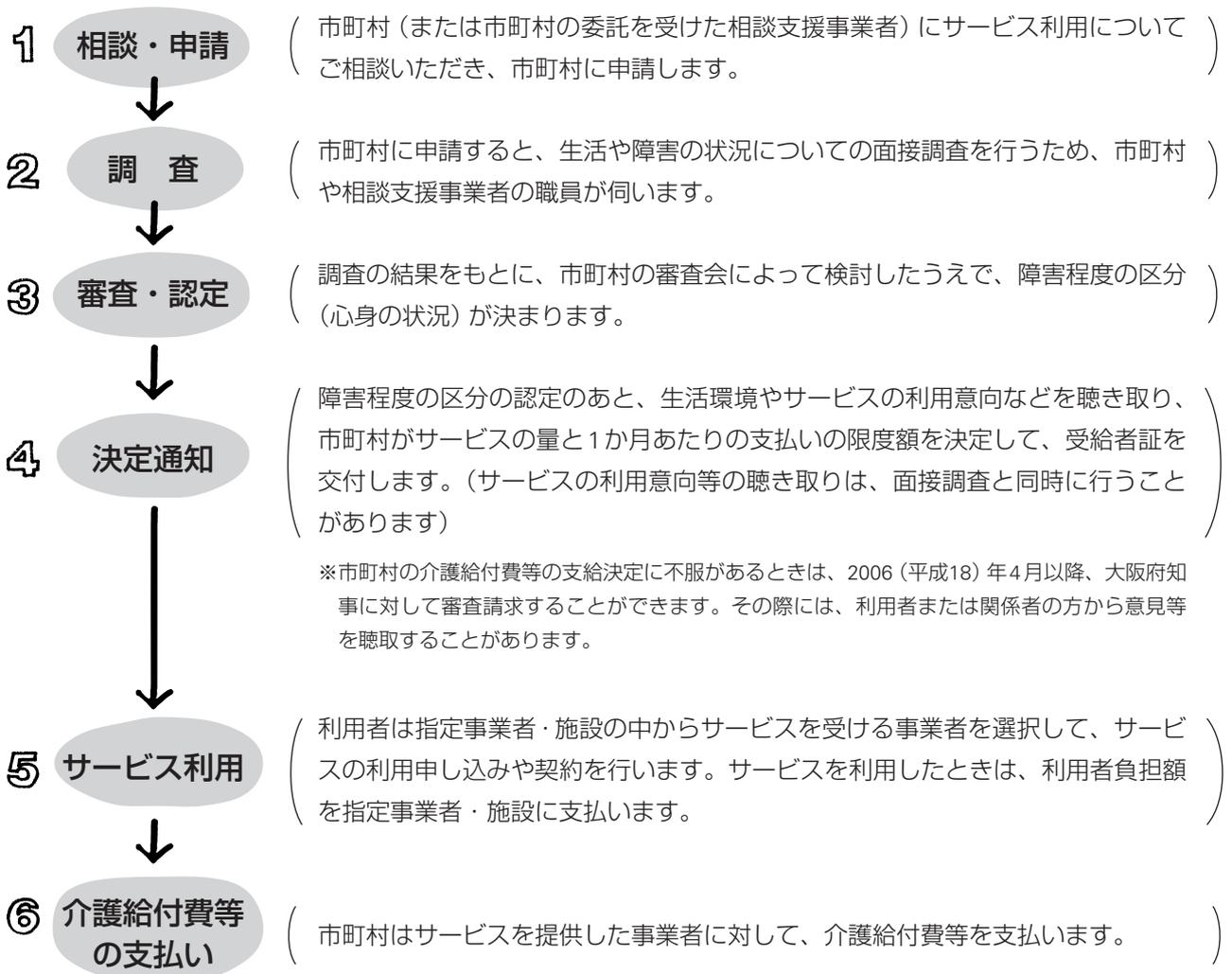
介護給付	ホームヘルプ(居宅介護)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生活介護	障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助
	児童デイサービス	障害児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助
	ショートステイ(短期入所)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
	重度障害者等包括支援 ケアホーム(共同生活介護) 施設入所支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護 入浴、排せつ、食事の介護などグループホームで夜間に行われる介護 施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	グループホーム	グループホームで夜間に行われる相談や日常生活上の援助

○地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業など(ただし、※印は必ず実施する法定事業)

相談支援※	障害者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
コミュニケーション支援※	手話通訳者の派遣などを通じて、障害者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具※	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
移動支援※	障害者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援※	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るもの
福祉ホーム	低料金での居室や設備の提供やその他の日常生活を援助するもの
その他の事業	

③ サービス利用の流れ



※やむを得ない事由により、市町村が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を、決定する場合があります。地域生活支援事業の利用の仕組みは、改めてお知らせします。

④ 利用する障害福祉サービスに応じた負担軽減の仕組み

○グループホームや施設入所の20歳以上の方は※

【対象者：低所得1又は低所得2に該当する方】

資産がなく、預貯金等が350万円以下の方には収入の種類に応じて1割負担の額を軽減します。

収入の種類・金額	負担額
障害基礎年金2級相当額（約66,000円）以下の場合	負担はありません
約66,000円を超えた収入が就労や年金等の場合	超えた収入（3千円を控除）の15%
約66,000円を超えた収入が仕送り等の場合	超えた収入の50%

○ホームヘルプ、デイサービス、通所施設、施設入所の20歳未満の方は※

【対象者：低所得1又は低所得2に該当する方】

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人を通じての減免の制度があります。

資産がなく、収入や預貯金が世帯の人数に応じて定められた金額以下の場合、1か月あたりの支払いの限度額の半額を超える額が軽減されます。

○施設を利用している方の実費負担の軽減は※

【対象者：生活保護を受けている方、又は低所得1、低所得2に該当する方】

●施設に入所している方には

1か月あたりの支払いや食費等の実費負担をおこなっても、手元に「その他生活費」が残るよう実費負担を軽減します。

利用者の区分	その他生活費
20歳から59歳で障害基礎年金2級受給者	25,000円
障害基礎年金1級受給者、60歳から64歳、65歳以上の身体障害者療護施設入所者	28,000円
65歳以上（身体障害者療護施設入所者を除く）	30,000円

●20歳未満の方（市町村民税課税世帯を含む）には、保護者の収入に応じて「地域で子どもを養育するのに通常要する費用」や「教育費」（18歳未満の場合）を考慮して、負担が軽減されます。

●施設に通所している方には

食費のうち人件費に相当する金額を軽減して食材料費のみを負担していただきます。

（注）※印の軽減制度は、3年後に障害者自立支援法全体の見直しが予定されているため、その際には見直されることがあります。

詳しくは、市町村にお尋ねください。

ガイドヘルプ（移動支援）等は、ホームヘルプサービス等と同様に4月からは1割負担となりますが、10月から地域の実情に応じて柔軟に実施することになる事業となり、10月からの負担については、今後決められます。

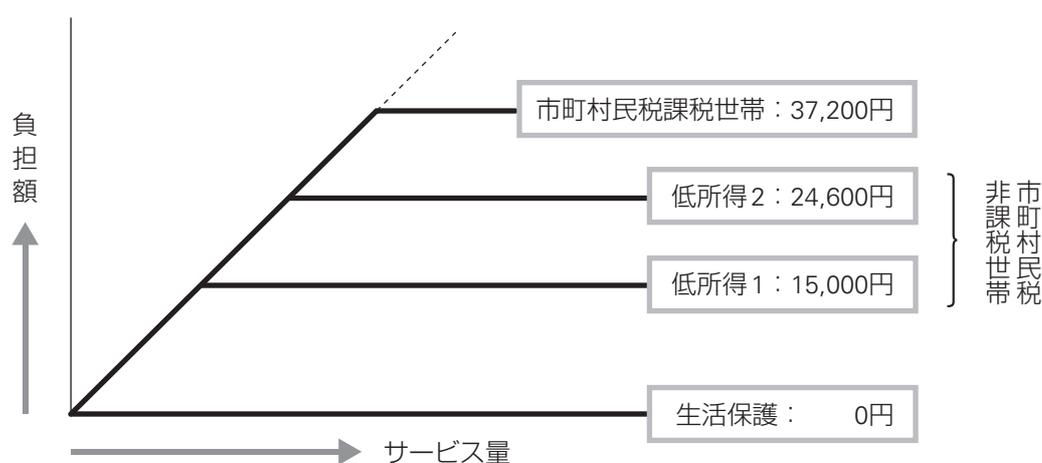
⑤ サービスのご利用にあたっては

ホームヘルプ、ショートステイや施設サービスなど障害福祉サービスの利用に応じて、その費用の1割の負担と施設での食費・光熱水費等の実費が必要となりますが、低所得者の方には、負担が大きくなならないよう、利用するサービスに応じて負担を軽減する仕組みがあります。

○障害福祉サービスを利用する皆さんに共通する負担軽減の仕組み

1か月あたりの負担が増えすぎないように

所得に応じて1か月あたりの支払いの限度額を設定します。



所得区分

所得区分の内容

生活保護

(生活保護を受給している世帯)

低所得1

(市町村民税が非課税の世帯で、障害者の収入が年間80万円以下の方)

低所得2

(市町村民税が非課税の世帯で、低所得1以外の方)

市町村民税課税世帯

(市町村民税が課税の世帯)

⑥ 現在、公費負担医療を受けられている方へ

現行の精神通院公費医療、更生医療、育成医療の制度が、新たに自立支援医療制度として共通のルールとなります。対象となる疾病等については従来どおりですが、一定の所得を超える方は対象外となり、所得等に応じて1か月あたりの支払いの限度額が設けられます。

ご利用にあたっては、事前に申請して医療サービスの必要性の認定を受けることが必要です。

 統合失調症や躁うつ病などの精神疾患により精神通院公費医療を受けている方は、かかりつけの各医療機関又はお住まいの市町村へご相談ください。

 身体障害者の方で更生医療を受けている方は、お住まいの市町村へご相談ください。

 病気や重度の障害のある子どもで、育成医療を受けている方は、大阪府の各保健所へご相談ください。

認定された方には、「自立支援医療受給者証」を交付しますので、指定医療機関で提示のうえ、医療サービスを受けてください。

○医療サービスの費用は

どの障害の方も医療費の1割を負担することになります。ただし、1か月あたりの負担が増えすぎないように、所得に応じた支払いの限度額が設けられています。

所得区分	所得区分の内容	負担上限の月額
生活保護	(生活保護を受給している世帯)	負担はありません
低所得1	(市町村民税が非課税の世帯で、障害者の収入が年間80万円以下の方)	2,500円
低所得2	(市町村民税が非課税の世帯で、低所得1以外の方)	5,000円
市町村民税課税世帯	(市町村民税が課税の世帯)	医療保険の負担限度